

災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）と株式会社総合サービス（以下「乙」という。）は、災害発生時における携帯トイレ等の供給協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、浦安市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、甲が乙に対して携帯トイレ等の供給を要請すること及びその手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定に定める携帯トイレ等とは、携帯トイレのほか乙が取り扱う供給可能な物資をいう。

（協力体制）

第3条 甲と乙は、あらかじめ本協定に基づく協力の内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、浦安市内に災害が発生した際、携帯トイレ等を確保する必要があるときは、乙に対して、甲が指定する場所に、乙が保有する携帯トイレ等の供給を要請することができる。

- 2 甲は、乙に対し前項に規定する要請を行う場合、携帯トイレ等の供給数及び納入場所その他の必要な事項を書面で依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 3 甲は、前項のただし書きの規定により書面以外の方法により、第1項に規定する要請を行った場合は、乙に対して速やかに要請内容を記載した書面を提出するものとする。

（協力の実施・報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに甲に供給できる携帯トイレ等の種類及び数量を報告し、保有する携帯トイレ等を供給するものとする。

- 2 携帯トイレ等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。
- 3 乙は、携帯トイレ等を供給した後、甲に対して、携帯トイレ等の供給内容その他必要事項を記載した報告書を提出し、甲の確認を得るものとする。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づき、乙が携帯トイレ等の供給に要した経費（梱包及び運搬に要する費用を含む。）は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の単価については、災害発生時直前（平常時）における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、前項において決定した単価に基づき、甲に経費の請求をするものとする。
- 4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡担当者）

第7条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定めるものとする。

2 前項の規定に基づき定めた甲又は乙の連絡担当者に変更等が生じた場合は、速やかに後任の連絡担当者を定め、相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し何かしらの申出をしないときは、1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

(解除)

第9条 本協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が文書により相手方に通知するものとする。

2 前項の規定により協定を解除する場合は、甲乙協議の上、解除日を決定するものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は、この協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3月26日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
甲 浦安市
浦安市長 内田悦嗣

東京都中央区日本橋三丁目14番5号 祥ビル3階
乙 株式会社総合サービス
代表取締役社長 新妻普宣